

新規就農支援(令和6年度版)

1 補助対象

事業内容	補助対象となる機械・施設等
園地(圃場)造成	客土、整地、抜根 等
排水施設	暗渠、明渠、排水柵 等
かんがい施設	定置配管、貯水槽、給水ポンプ、さく泉 等
作業道整備	作業道の整備、モノレール等
栽培用機械施設	ハウス、栽培装置、栽培管理機械・装置、専用運搬機械施設、収穫機械・装置、融雪装置、暖房装置 等
病虫害防除機械施設	防除機、防蛾施設、土壌消毒機、スピードスプレーヤ、付帯施設 等
土づくり機械施設	トレンチャー、サブソイラー、プラソイラー、堆肥盤、堆肥散布機、付帯施設 等
自然災害防止施設	防風施設、防潮施設、防霜施設、付帯施設 等
集出荷調製・加工施設	集荷場、選果場、選別・調製施設、貯蔵施設、専用運搬機械施設、直販施設、加工場、加工用器具・装置、出荷調整用機械、選別用機械、付帯施設 等
育苗機械・施設	育苗関連機械、育苗ハウス
既存施設の再整備	ハウス(ガラス温室、鉄骨ハウス、低コスト対候性ハウス等)の鋼材等の改修、被覆資材の張替や遮光カーテン・ヒートポンプ等の栽培設備、果樹棚の改修
その他目的達成に必要と認められるもの	

2 採択基準等

- (1)本事業は、国庫採択基準に満たない機械・施設等の整備を対象とする。ただし、肥料、農薬、種苗等の資機材・消耗品は補助対象外とする。
- (2)事業対象とする園芸品目は別表のとおりとする。
- (3)法的な規制や用地確保等で、問題点がある場合はこれを解決(または、確実に解決できる見込みがあること)してから計画を提出すること。
- (4)ハウス建設時は、原則として客土を行なう。この場合、降雨7日後に地下水位 60 cm以上を確保できる客土深とすること。
- (5)導入する機械・施設等は、対象とする園芸品目の栽培面積等に応じた適正な規模・能力であること(過大なものは認めない)。
- (6)今事業において、上記機械等の導入する場合は、格納に必要な施設等も対象にする。しかし、規模決定根拠を明確にし、整理しておくこと。
- (7)既存施設の再整備については、原則、法定耐用年数が経過した園芸施設・設備とすること。事業完了後、5年以上にわたり補助対象施設・設備を継続して使用すること。
- (8)原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数が概ね5年以上のものであること。
ただし、事業の対象となる機械等が中古機械である場合には、上記に加え耐用年数が2年以上のものであること(法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る)。
- (9)農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
- (10)導入予定の機械・施設等が、成果目標の達成に直結するものであること。また、対象とする作物・品目の作付面積等に応じ、適正な規模・能力であることとし、根拠を明確にして、計画書に根拠資料を添付すること。
- (11)導入を予定している機械等が、既存の機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入するものではないこと。
- (12)本事業で導入する機械・施設等が、ほかの事業の補助対象となっていないこと。
- (13)当該事業により導入する機械および施設(改修するハウス等を含む)については、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による損害保証(メーカー保証を除く)等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものに参加すること。なお、その参加等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は栽培による被害の発生が想定される時季に限定せず、通年であって、財産処分制限年月日までであること。